

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号  
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

# 皇學館中学校小史

中  
川  
隆  
弘

# 皇學館中学校小史

中 川 隆 弘

## 一 創 立

### (一) 設置の準備と認可

創立以来、訓育の徹底・学力の充実・環境の整備を重点目標に掲げて皇學館高等学校の教育が行われてきたが、訓育及び学力の面についての教育成果を振り返って今後さらなる充実を図るべく、野口恒樹第二代高等学校校長により昭和四十三年七月に見解が示された。一つは訓育面に関して、世間に認められ今日に至っているが、中学を設置して中学から訓育の徹底を図れば成果がさらに期待できること。もう一つは学力面に関して、三重県下の他の私立高等学校の状況と本校との比較及び分析により、本校の進学状況の弱点を指摘した上で、中学設置による六年間教育の実施によって学力の充実を実現できる利点についてである。また、一学年一学級三十名程度で三年経過した場合の人件費などの支出と、授業料などの徴収による収入を見積もり、仮に設置した場合の採算の予測も示された。

早教育の重要性を力説した野口校長の構想は、昭和四十四年四月一日に就任した津下正章高等学校校長に引き継がれていた。津下校長は野口前校長の計画案を踏まえて総合的に考察した上で、その所見を「六年制中学校設置に関する所見」と題して取りまとめた。そこで、まず訓育面及び学力面に関しての野口前校長の見

解を踏襲して中学校設置の利点を強調した。さらに、国家の将来を背負っていく人材の育成を可能にする考えや、教室や教具などの設備面の見込み、教員人事の方針、六年一貫教育を施された生徒が皇學館大学へ進学した場合の予測を示し、その他さまざまな条件も勘案した上で、中学校の設置は大きな意義があると結論づけた。

津下校長は、昭和四十四年八月二十一日に高等学校の教員会議で中学校設置について衆議に諮った。中学校設置に関しては全会一致で可決したが、次年度の設置は時期尚早とする意見が出されたため無記名投票となった。結果は来年即時に設置すべきであるとの票が過半数を占めた。

二十八日には設立委員会で協議された。ここでも設置の趣旨には全面的な賛同を得たが、単なる大学進学のための受験校と化さないか、定員三十名を充足し得るか、経理・会計など実務的な面での困難がないか、など教育目標の形骸化や経営難を危惧する意見が出された。これに対して、建学の精神に則って国家有為の人材の育成が六年制一貫教育の目的であって、予備校のような受験一辺倒の学校を目指すのではないことを言明し、事務に関わる円滑な運用や定員の確保は真に実施の意志があれば不可能ではないことを説明した。

また、伊勢市内及び周辺の識者・教育関係者・小中学校長など、設置に関して広く社会に意見を求めたところ、設置の意向へ全面的な支持を得ることができた。その上定員に満たなくとも是非とも設置して欲しいといった意見も寄せられた。

一方、この時期に大阪府庁教育文化課を訪問して六年間教育の実際についての現状を調査し、報告がなされた。また、智辯学園高等学校を視察し、設立に当たったの手續き上の留意点など、今後参考となるべき知識を深めた。さらには、近隣の公立中学校や三重県下の私立中学校の経理面についての調査も行った。その上で、施設・設備、教職員、教育課程、授業時数など中学校設置基準の詳細な分析に入った。

このように中高一貫教育のあり方についての研究を重ね、また社会的情勢などを踏まえて設置の方向で万事順調に運ぶかにもえたが、ここにきて前進を阻む問題が浮上する。高等学校の生徒数増に伴う教室数の不足という事態に直面し、中学校設置のための施設の確保が困難となったのである。したがって、中学校設置の計画は頓挫してしまった。この局面を打開しようと、昭和四十六年六月には中学校建設に伴う校舎及び敷地の見積もりを、運動場などを高等学校と共有しない独立設立の場合や、校地を当時の大学寮にする場合を想定して算出し、開校に向けての準備を再開しようと試みるが、実現するには至らなかった。これは高等学校において校舎設備の面での問題が表面化していたことと無関係ではない。

この時期に高等学校では創設十年を迎えるにもかかわらず、創設期と施設・設備の面でこれといって進展がないことが保護者会で取り上げられ、施設の拡充を要望する気運が高まっていた。これを受けて、昭和四十七年九月十六日に皇高施設設備拡充促進委員会が発足するに至った。十月二十日には本館東側に鉄筋コンクリート建て三階、十五教室の校舎増築の素案が作成され、昭和四十八年五月十八日には素案を要望書にまとめて法人本部に提出した。その後、理事会へ必要性を強調したため、願意が通じて法人本部も計画に乗り出し、昭和四十九年四月二十三日には総工費九三〇〇万円で普通教室三、化学特別教室、視聴覚特別教室、小教員室などからなる増築校舎の建設に着手することに決定した。校舎増築第三期となる工事は六月十二日に起工式が行われてから約半年間にわたり、十二月

十八日には竣工式が執り行われた。いわゆる東校舎の完成である。翌日には高等学校の一年生三クラスがこの校舎に移動した。

こうして高等学校の施設面に関しては改善が図られたようにみえたが、この時期入学者が急激に増加し、昭和五十一年度は各学年七学級編成、合計二十一学級となり、また五十名を超える学級も出て、施設の確保が喫緊の課題となった。そこで、高等学校の保護者会は改めて一学級四十七名を基準とした学級編成に伴う普通教室等を備えた校舎の増築を要望することとなった。

昭和五十二年八月十日、高等学校の校舎増築第四期工事の起工式が行われた。現在の高等学校二号校舎の建設である。昭和五十三年四月八日に竣工式が行われ、鉄筋三階建て一棟には普通教室十室、進路指導室、保健室が配置された。

こうして高等学校生徒の収容人数についての問題が新校舎の建設で解消され、同時に暗礁に乗り上げていた中学校設置に関わる施設の確保も目途が立った。すなわち、新校舎の完成により、第三期工事で完成をみた高等学校の東校舎を中学校校舎に転用することが可能となったわけである。中学校設置の構想から約十年の歳月を要してようやく悲願が現実のものになるとし、以後新たな段階に入っていた。

野口校長の発案以来、紆余曲折を経てようやく条件が充足して設立に向けて本格的に始動したのは、昭和五十三年の五月に入ってからであった。この頃、理事会及び評議委員会へ提出する計画案が作成され、第一項には「目的及び設置趣旨」が次のように掲げられた。

日本人としての正しい学問と高尚な教養を身につけた国際的な広い視野と豊かな感覚を兼ね備えた眞に国家社会に貢献できる清純にして気品のある将来日本の指導的人材を育成する。

中学高校の六年一貫教育を施し、教育の徹底を図る。

続いて、中学校設置の計画が立案されて以来検討を重ねた名称・設置者・設置場所・開設の時期・設置の概要・校舎内訳・教職員・教育課程・学級編成・教職員編成・教職員組織・別館平面図及び新館平面図・徴収金予定・設備や備品について具体案が示されている。

五月二十四日の午前十一時より学校法人皇學館大学評議員会が開催され、「皇學館中学校の設置について」が第一号議案として浜地文平副理事長より提出された。まず長谷川正常任理事より、中学校設置のことは十年くらい前から取り上げられながら実現に至らず今日に至ったが、ようやく実現の運びとなったことが説明された。続いて速水清事務局長より、かねてから地元の要望が強かったが、施設その他の条件が整備せず実現に至らなかった経緯と、高等学校の生徒の急増対策に伴い校舎を増築し、本館の設備統合や改装の結果、中学校を設置しても収容できる目途がついたこと、加えて財政その他の条件も好転したことが述べられた。また、先の計画案についても説明がなされた。その後、質疑応答及び意見交換があり、議長より諮られた結果、異議なく了承された。最後に津下正章常任理事（高等学校校長）より、評議員会の意見を取り入れて、理事者とよく相談し、期待に添えるよう努力して来年度四月に開校したいとの考えが示された。

続いて「中学校設置に伴う学校法人皇學館大学寄附行為の一部改正について」が審議され、異議なく承認となった。

同日、午後一時より皇學館大学会議室において学校法人皇學館大学理事会が開催され、第一号議案として皇學館中学校の設置について諮られた。長谷川正常任理事から、午前中の評議員会で述べたのと同様に、中学校設置に踏み切りたい旨と評議員会での意見を踏まえて運用していくことの説明がなされ、第二号議案である寄附行為の一部改正とともに異議なく承認を得た。

理事会・評議員会で承認された後、五月三十日には三重県知事へ皇學館中学校の設置認可を申請した。

皇大法庶発第8号

昭和53年5月30日

三重県知事 田川 亮三 殿

三重県伊勢市神田久志本町1704番地  
学校法人 皇學館大学  
理事長 井野 碩哉

皇學館中学校設置認可申請書

このたび皇學館中学校を設置いたしたく学校教育法第4条及び同施行規則第3条の規定によつて関係書類をそえて認可を申請いたします。

続けて第一項目の設置趣意書には、

昭和38年4月皇學館高等学校が創設されてより15年、此の間附属中学校の併設について地元の要望が年毎にたかまり、最近特に切実さを加えるに至つた。この盛り上がりを機に、本学建学の精神に基づく中学・高校・大学の一貫教育を施し、日本人としての正しい学問と高尚な教養を身につけた真に国家・社会に貢献出来る指導的人材を育成するために皇學館高等学校内に中学校を併設することとしたい。

とあり、第二項目の設置要項には

(1) 目的

本校は教育基本法及び学校教育法に準拠して、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて中等普通教育を施し、祖国愛の精神に基づく社会有為の人材を育成することを目的とする。

(2) 名称

皇學館中学校

(3) 位置

三重県伊勢市楠部町138番地

(4) 学則

別紙の通り

(5) 経費及び維持の方法

本学の維持運営に要する経費については、主として生徒よりの学納金（授業料、入学科、維持費等）及び県よりの補助金を以てこれに充て、不足が生じた場合には設置者が負担する。

(6) 学校開設の時期

昭和54年4月1日（予定）

と記された。続いて学則・施設の概要・学級編成表などを順序立てて示している。次に申請された学則を掲げておく。

皇學館中学校学則

第一章 総則

第一条 本校は教育基本法及び学校教育法に準じて小学校における教育の基礎

の上に心身の発達に応じて中等普通教育を施し、祖国愛の精神に基づく社会有為の人材の育成を目的とする。

第二条 本校は修業年限を三ヶ年とする。

第二章 学年、学期及び休業日

第三条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第四条 学期は次の二期に分ける。

前期 四月一日から十月十四日まで

後期 十月十五日から三月三十一日まで

第五条 休業日は次の通りとする。

一、国民の祝日に関する法律に規定する日

二、日曜日

三、神嘗祭

四、学園創立記念日 四月三十日

五、学年始休業日 四月一日から四月七日まで

六、夏期休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

七、冬期休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

八、学年末休業日 三月二十六日から三月三十一日まで

九、学校長が必要と認めた日

第三章 教育課程及び毎週授業時数

第六条 本校の教育課程及び毎週授業時数は学校教育法施行規則第五十三条及び第五十四条に準じ次の通り定める。

中学校教育課程

教 育	学 科	年	1年	2年	3年
		道 徳	1	1	1
教 育	国 語	5	4	5	
	社 会	4	4	4	
	数 学	5	5	5	
	理 科	4	4	4	
	音 楽	2	2	1	
	美 術	2	2	1	
	保 体	3	3	3	
	技 術 家 庭	3	3	3	
	外 国 語	4	5	6	
特 活	ク ラ ブ 活 動	1	1	1	
	学 活	1	1	1	
計		35	35	35	

第四章 成績考査、課程の修了及び卒業

第七条 各学年の課程の修了、又は全学年の卒業は平素の学業成績を考査して定める。

第八条 本校を卒業した者には卒業証書を授与する。

第五章 収容定員及び職員組織

第九条 生徒定員は一三五名とする。

第十条 本校の職員組織は次の通りとする。

校長 教頭 教諭 兼任教員 養護教諭 事務職員

第六章 入学及び在学

第十一条 入学の時期は学年の始めとする。

第十二条 第一学年に入学を許可すべきものは小学校第六学年卒業者であつて

本校において施行する考査に合格した者に限る。

第十三条 他の中学校在学者にして転入学を願ひ出る者がある時は欠員のある場合に限りその理由を考慮の上、成績を考査してこれを許可するこ  
とがある。

第十四条 願ひにより一旦退学した者が再び入学を願ひ出た時は一ヶ年以内に  
限り審議の上、年度の始めにおいて原級に編入することがある。

第十五条 入学の許可を得た者は入学許可の日から十日以内に誓約書に戸籍抄  
本を添えて提出しなければならない。

第十六条 生徒の保護者はその親権を行う者、又は後見人とする。ただしやむ  
を得ない場合は成年者であつて一家の生計を営む者を以てこれに代  
えることができる。

第十七条 保証人は学校の所在地、又はその附近に居住し、且つ学校の適当と  
認めた成年者であつて一家の生計を営む者であり、同一戸籍以外の  
者とする。

第十八条 保護者、又は保証人が死亡、又はその資格を失つた時は直ちに他人  
を以てこれに代え誓約書を新たに提出しなければならない。

第十九条 保護者、又は保証人が住所氏名を変更した時は直ちに届出でなけれ  
ばならない。

第七章 転退学及び休学

第二十条 転退学しようとする者はその事由を詳記し保護者連署を以て願ひ出  
なければならない。

第二十一条 次の各号の一に該当するものは退学を命ずる。

一、品行不良で改善の見込みがないと認められる者。



二、学力劣等、又は身体虚弱で成業の見込みがないと認められる者。

三、引続き一ヶ年以上欠席した者。

四、正当の理由がなく出欠常でない者。

五、学校の秩序を乱しその他生徒としての本文に反した者。

六、学納金の納入を怠る者。

第二十二條 退学を命ぜられた者は如何なる事情があつても一ヶ年以内には復学を許さない。

第二十三條 疾病、又は避けることの出来ない事故により欠席引続き三ヶ月以上に達する見込みの場合はその学年中休学することが出来る。

第二十四條 休学しようとする者は保護者連署で願ひ出て学校長の許可を受けなければならぬ。但し病氣による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

第二十五條 休学の許可を得た者は学年の始めにおいてその原級に入り修学することが出来る。但し休学は二年以上に亘ることを許さない。

## 第八章 授業料入学料及び入学検査料

第二十六條 授業料は年額十二万円とし毎月指定の日に分納するものとする。

第二十七條 入学料は三万円とし入学の際これを徴収する。

第二十八條 入学検査料は六千円とし検査を受ける者からこれを徴収する。

## 第九章 賞罰

第二十九條 教育上適當と認められた時は生徒を褒賞する。

第三十條 教育上必要と認められた時は生徒を懲戒する。

## 第十章 その他

第三十一條 この学則の実施に必要な細則は校長が定める。

### 附則

この学則は昭和五十四年四月一日から実施する。

九月二十七日付けの「皇學館中学校設置要項」と題した県審議会への書類を提出した後、十月三十日に設置が認可された。

三重県指令学第303号

伊勢市神田久志本町1704番地

学校法人 皇學館大学

昭和53年5月30日付けで申請のあつた皇學館中学校設置については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により認可する。

昭和53年10月30日

三重県知事 田川 亮三

これに併せて学校法人皇學館大学の寄附行為の変更も認可された。

設置認可を受けて十一月一日には中学校開校準備委員長・副委員長・委員の委





専任・兼任	職名	担当教科	氏名	校務分掌
専任	校長	理科・技術	津下 正章	教務
〃	教頭	国語	中尾 譲一	学級担任
〃	教諭	社会	難波江 通泰	訓育
〃	〃	理	伊藤 文廣	高校2年主任
兼務	〃	理	嶋田 淑夫	高校生徒指導
〃	〃	理	伊藤 紀子	高校進路指導
〃	〃	数	田村 一二	高校図書
〃	〃	英	小林 万政	高校副校長
〃	〃	体	服部 英夫	高校整備
〃	〃	体	三松 直美	高校教務
〃	〃	芸	南 收	事務一般
専任	事務		山崎 留美子	高校事務長
兼務	事務主任		世木 永幸	高校事務主任
〃	講師	音楽	谷 洋明	高校講師
〃			杉浦 玲子	

初年度の年間行事の概要を記すと次のごとくである。

- 四月 開校入学式 神宮参拝 身体測定 学園創立記念日
- 五月 レントゲン撮影 保護者総会
- 六月 神宮参拝 中間考査
- 七月 防火避難訓練 保護者懇談会
- 九月 期末考査
- 十月 保護者懇談会 終業式 始業式 父母の日行事

十一月 学年旅行 入試説明会

十二月 中間考査 神宮参拝 保護者懇談会

一月 入学試験 防火避難訓練

三月 期末考査 終業式

前期・後期の二学期制で出発することは先に触れた。前期を十月十三日までとし、十四日から後期と設定して、行事が割り振られた。また、行事として特筆すべきは、高等学校と同様に月次祭の神宮参拝、教育勅語渙発の十月三十日には父母の日と称して教育勅語の謹書並びに作文の発表を行うことである。また、二学期制であったので考査は年間四回実施した。

この年の五月二十六日、本校視聴覚教室において第一回の保護者会総会が開催された。まず保護者会設立についての説明がなされ、その後保護者会会則、役員選出が議題となり、それぞれ承認を得た。会則は次のように明文化された。

#### 皇學館中学校保護者会会則

##### 第1章 総則

第1条 本会は皇學館中学校保護者会と称し、事務所は皇學館中学校に置く。

第2条 本会は本校生徒の保護者を以って組織する。

第3条 本会は本校の教育活動に協力し、その成果が一層向上するよう援助することを目的とする。

## 第2章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 学校と保護者との連絡
- (2) 進路指導の援助
- (3) 学校施設の充実
- (4) 生徒校外生活の教護
- (5) 会員相互の親睦研修
- (6) その他必要な事項

## 第3章 機関

第5条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第6条 総会は本会の最高決議機関であつて、毎年5月に開き、事業報告・収支予算・決算・会則改正・その他重要事項を行う。

第7条 臨時総会、役員会は必要に応じて随時これを開く。

## 第4章 役員その他

第8条 本会に下記の役員・顧問を置く。

- (1) 役員
  - イ、会長1名
  - ロ、副会長2名(内女1)
  - ハ、書記2名(内女1)
  - ニ、会計2名(内女1)
  - ホ、監査2名
  - ヘ、幹事若干名
- (2) 顧問 若干名

第9条 役員は毎年5月の定期総会において選出し、その任期は1年とする。但し重任を妨げない。

第10条 会長は会を代表し、すべての会を招集し司会する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。

第12条 書記は本会の議事、その他重要事項の記録にあたる。

第13条 会計は本会の会費の出納管理を行う。

第14条 監査は1年に1回以上会計の管理を行う。

第15条 幹事は本会の運営、予算その他重要事項を審議する。

第16条 顧問は会長がこれを委嘱する。

第17条 書記、会計の事務は学校に委嘱する。

## 第5章 経費

第18条 本会の経費は会員の会費と寄付金その他をもつてこれに充てる。

第19条 本会の会費は12回に納入するものとする。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付則

本会則は昭和54年5月26日より適用する。

本会の運営に関しては別に内規を定める。

## 会則内規

第1条 顧問は校長・教頭、その他特に本会に功労のあつた者を委嘱する。

第2条 顧問はすべて会合に出席し、助言を行うことができる。

第3条 本会の会計は会計処理規定による。

また、従来あった「皇學館高等学校後援会」を「皇學館中学校高等学校後援会」と改称し、会則を一部変更した。

高等学校では、昭和四十六年より十月三十日を「父母の日」とし、両親や先祖への感謝と共に自身の決意を表す作文をしたため、教育勅語の謹書を行ってきた。当然のことながら、中学校もこの慣行に則ってこの年の十月三十日に教育勅語の謹書と、作文に感謝の気持ちを綴ることを行なった。

学習の実地研修、生徒相互の親睦、団体訓練、古都の情緒を感じる風物に接することを目的として、十一月十五・十六日の一泊二日で学年旅行が実施された。一日目は、京都博物館、京都御所、相国寺、竜安寺、仁和寺、二日目は高山寺、神護寺、祇王寺、落柿舎、清涼寺、野宮神社、法輪寺、広隆寺を見学し、秋深まる古都での研修を終えた。

昭和五十五年を迎え、中学校の図書館が完成をみた。二月二十五日に開館し、閲覧及び貸し出しを開始した。

昭和五十五年四月一日、高等学校の鷹尾敏文校長が中学校校長に就任する。高等学校校長との兼務である。

第二年度に入ると、開校年度の教育課程や学校行事を踏襲しながらも、新たな行事を模索し、慎重に検討した上で実施されていった。また、昭和五十五年三月一日には神宮へ御参拝の浩宮殿下を、五月二十三日には昭和天皇・皇后両陛下を、御幸道路にて全校生徒を挙げて奉迎し、崇敬の念をいっそう深めた頃でもあった。

開校の年に実施していない行事に遠足がある。開校から一年を経て、学校運営も軌道に乗り、この年ようやく春季遠足を実施する計画案が持ち上がった。朝熊山登山である。実施日は四月二十二日で、一年生・二年生ともに参加した。

五月十三日にはクラブ活動の開始にこぎ着けることができ、同月十九日には国語の基礎学力の養成のため漢字テストを実施。この日の午後には初めての校内大

会であるソフトボール大会を行った。また、学力向上を目的に七月二十二日には夏季課外授業を開始している。

九月三十日には、第一回の校内体育大会が高等学校と合同で開催された。

十月三十日、教育勅語渙発九十周年記念行事が大学の体育館で開催され、国歌斉唱、明治神宮遙拝の後、皇學館大学の田中卓学長の講演を拝聴する。演題は「教育勅語を仰ぐ」で、明治天皇の御聖徳を偲び、教育勅語の精神の継承の重要性を説く内容であった。

十一月二十・二十一日には、一・二年生合同で、飛鳥・西の京方面へ見学旅行を実施している。主な見学地は、大神神社・飛鳥資料館・飛鳥寺・石舞台・橿原神宮・畝傍御陵・唐招提寺・薬師寺・法隆寺・石上神社で、晩秋の飛鳥路を満喫する旅となった。

開校当初より級長、副級長、学習係など学級の係はあったが、学校全体の役割や組織は設けていなかった。しかし、昭和五十六年度には三学年とも揃うこととなり、必要性からこの年に校友会の会則の作成に取りかかり、次のように規定した。

#### 皇學館中学校校友会会則

### 第一章 名称

第一条 この会は皇學館中学校校友会と称する。

### 第二章 目的

第二条 この会は本校建学の精神に則り、生徒の自主的活動を通して、健全な

心身の錬磨に努め、学校生活の充実向上をはかることを目的とする。

### 第三章 会員

第三条 この会の会員は正会員と特別会員からなり、皇學館中学校生徒を正会員とし、教職員を特別会員とする。特別会員はこの会の指導助言を行う。

### 第四章 役員

第四条 この会には次の役員をおく。

会長（一） 副会長（一） 委員長（一） 副委員長（男女各一）  
書記（一） 会計（一） 校友会係教員（一）

第五条 この会の会長は学校長とする。会長はこの会のすべての活動の最終決定権を有する。副会長は教頭とし、会長をたすけ会長に支障ある時はこれを代行する。

第六条 生徒役員は全校生徒の直接選挙によって選出され、学校長が任命する。

第七条 委員長は生徒を代表し、総会の決議事項を執行する。副委員長は支障ある時はこれを代行する。

第八条 書記は会議の記録をつくり、この会の必要な記録及び書類を保管する。

第九条 会計はこの会の財政についての事務を行う。

第十条 役員の任期は学期間とし、再任することができる。

### 第五章 会議

第十一条 総会は会長の承認を得て委員長が招集し、全生徒の三分の二以上の出席によって成立する。

第十二条 総会は予算、決算の承認、会則の変更その他重要な事項について審議し、必要な承認または決議を行う。

第十三条 総会の決議は出席正会員の過半数を必要とする。

第十四条 定例の総会は学期に一回開くものとする。

### 第六章 委員会

第十五条 この会に次の委員会をおく。各委員会は学級または各クラブで選出する。

総務委員会 学習委員会 保健整備委員会 体育委員会  
図書委員会 クラブ委員会

一 総務委員会 校友会役員、各学年正副級長で組織し、校友会行事の計画運営にあたる。

二 学習委員会 学習に関する連絡、指示の徹底をはかり学習効果を高めるよう努める。

三 体育委員会 体育行事の計画、運営にあたり、体育用具を管理する。

四 保健整備委員会 学校の保健衛生行事に協力し、校内の美化に努める。

五 図書委員会 学校の図書館運営に協力し、図書の管理にあたる。

六 クラブ委員会 クラブ相互の連絡、調整をはかり、クラブ活動の発展に努力する。

### 第七章 週番

第十六条 全校生徒（役員を除く）輪番で週番をつとめる。週番は朝礼時の国旗掲揚、放課後の国旗降納、清掃状況の点検、安全点検等を行う。

## 第八章 会計

第十七条 本会の経費は正会員の会費、寄附金その他をもってこれにあてる。

第十八条 本会の会計については毎年一回以上会長の委嘱する教員一名、生徒二名の監査をうけるものとする。

## 第九章 改正

第十九条 この会則の改正は全校生徒の三分の二以上の多数決によって可決され、会長の認可によって成立する。

## 第十章 附則

第二十条 この会則は昭和五十五年十二月<sup>〔マ〕</sup>日から実施する。

この会則が完成するや否や、十二月九日の午後には全校生徒に対して中学校校友会設立の規約を説明し、十二日には選挙管理委員を招集して会合を開いた。二十三日の五限目に立合演説会と投票を実施し、年が改まった昭和五十六年一月八日に校友会新役員の任命式を執り行った。

昭和五十六年四月九日、第三回入学式が行われ、三十五名の入学が許可された。これをもって一年生から三年生まで揃い、この年度に本校における教育活動や学校行事の礎が築かれることとなった。

この年、三重県中学校体育連盟に加盟し、六月十日、伊勢市の県営陸上競技場で開催された春季陸上競技大会への出場を果たすこととなった。本校からの参加

は、三年生四名、二年生四名と他校に比較すると極めて少数であったが、堂々とした入場で、競技では全力を尽くして健闘した。なお、七月九日には中体連伊勢市夏季大会に卓球部とバレーボール部が初出場を果たし、九月二十四日には伊勢市連合陸上競技大会に初めて参加している。

九月二十七・二十八日、第一回皇中祭を皇高祭と同時に開催した。統一テーマは「挑戦（チャレンジ）」。学年やグループでさまざまな作品に取り組んだ。内容は次の通りである。

第一日 祭典、映画（ふるさとの道、通信衛星）、展示・バザー

第二日 演劇「ポセイドン仮面祭」（高等学校と共に観劇）

展示作品 三年 大阪城・東京タワーの模型 港と船 手芸 工作品

二年 五重塔模型 学級新聞 どれだけ知っているか漢字の知識

だれか分かりますか（写真） 各人作品

一年 古代と宇宙（エジプト・太陽系） 各人作品

十月二十九日、久邇宮朝彦親王九十年祭式典が執り行われ、その後皇學館大学の谷省吾教授の講話があった。朝彦親王を偲ぶとともに、本学建学の精神を改めて確認するといった内容であった。

昨年まで実施されていた見学旅行は、この年から第三学年の修学旅行へとかたちを変えていくこととなった。三年生にとっては待望の修学旅行で、十一月十一日より十三日までの二泊三日、次の行程で行われた。



十一日 宇治山田駅 ー 京都 ー 広島 ー 宮島 ー 宮島泊  
 (見学・参拝) 平和公園・原爆資料館・厳島神社  
 十二日 宮島 ー 岩国錦帯橋 ー 徳山 ー 山口 ー 萩 萩泊  
 (見学・参拝) 錦帯橋・松陰神社・松下村塾・松陰遺墨展示館・  
 吉田松陰歴史館・東光寺・指月公園・反射炉  
 十三日 萩 ー 秋吉台 ー 秋芳洞 ー 小郡 ー 広島 ー 京都 ー  
 宇治山田駅  
 (見学) 秋吉台・秋芳洞

なお、この山陰路への修学旅行は、昭和五十七年より三泊四日の行程となり、  
 若十の見学地を追加して昭和六十二年まで行われた。

昭和五十七年の三月二十日には、第一回中学課程修了式を挙行了した。三年前に  
 第一期生として入学許可を得た二十七名揃っての修了式であり、修了式からおお  
 よそ一週間前の三月十二日に中学課程の修了を記念して銀杏一株を植樹した。  
 文部省の学習指導要領が昭和五十六年四月に改訂されると、本校もそれを受け  
 て教育課程の変更を行った。次に昭和五十七年度の本校の教育課程表を掲げておく。

三年	5	3	6
二年	5	4	4
一年	6	5	5
	5	4	3
	1	2	2
	1	2	2
	3	3	3
	2	2	2
	6	5	5
	1	1	1
	1	1	1

先に示した開校時の教育課程表と比較すると、国語・数学・英語の時間数をさ  
 らに確保していることになるが、他の教科においても標準時間数を満たしている。  
 これは、学習指導要領において過当たりの標準総時間数が三十時間であるのに対  
 して、本校は三十四時間で設定していたためである。なお、学習指導要領ではク  
 ラブ活動は特別活動の一領域として必修とされていた。平成十四年四月施行の学  
 習指導要領で必修のクラブ活動が廃止されるまでの間、本校でも必修クラブの時  
 間を設定している。

大学創立百周年を記念して、昭和五十七年四月二十八日の祭典に中学二年生が、  
 三十日の式典には中学三年生が列席した。五月二日には、高等学校・中学校の記  
 念式典が挙行された。国歌斉唱・令旨奉読の後、鷹尾校長の式辞に続いて高松宮  
 殿下のお言葉が場内放送された。その後、永年勤続表彰に移り、最後に高等学校  
 の校歌を斉唱して式典が閉幕した。式典終了後、神道大系編纂会常務理事の大野  
 健雄氏を講師に「天皇のまつり」と題して記念講演が行われ、続いて宝塚音楽学  
 校生徒による合唱を鑑賞した。翌日の三日には大学記念講堂で、本学創立以来、  
 奉職中に逝去された理事・評議委員・教職員及び在学中に死去した学生・生徒の  
 御霊の慰霊祭が執り行われ、一年生が列席して御霊を偲んだ。

第一回、第二回と高等学校と合同で開催していた体育大会を、昭和五十七年か  
 らは中学独自で開催することとなった。開催日は十月二十五日。この日は曇天が  
 冷え込んだが、学年縦割りの地区別対抗で得点を競うという方法を取り、生徒た  
 ちはグラウンドを駆け回り、盛会であった。

## 二 発 展

### (一) 整備の時代

昭和五十八年四月一日、林潤一中学校教頭が校長に就任する。高等学校校長との兼務であった。林校長がまず着手したのは、三学期制への変更と、次に記す全学生による宿泊研修の実施であった。また、教育環境の整備として中学校校舎の新築にも力を注いだ。

この年の八月二十四日から二十六日の二泊三日で全生徒参加による宿泊研修を初めて実施した。研修地は三重県立熊野少年自然の家。集団生活を通して規則正しい生活や協調性、自主性、責任感を身につけることを目的としたもので、生徒は野外炊事やオリエンテーリングなど貴重な体験をした。なお、翌年はこうした研修に加えて帰路に尾鷲三田火力発電所を見学している。

年が改まった昭和五十九年三月二十日、NHK教育テレビで本校の作文指導の様子が全国放映された。これは、本校三年生の生徒作文が昭和五十八年度NHK杯作文コンクールで全国入選を果たすという快挙を成し遂げたためである。作文が生まれた背景や、学校の作文指導の様子などの取材が一月三十日に行われ、特別番組として放送されて全国的に本校が脚光を浴びることとなった。

「建武中興六百五十年祭」にあたる昭和五十九年六月五日に、視聴覚教室において林校長から建武中興の歴史的意義についての講話があった。生徒にとっては日本人としての自覚をもち、今後の生活のあり方を考えさせられる有意義な一日となった。

開校以来、東校舎を使用して教育活動を展開してきたが、高等学校の生徒増に伴い、昭和五十九年に中学校校舎を新築することが決定した。東校舎の東側を建

設地に定め、多数の来賓と各関係者の出席のもと八月七日に地鎮祭を執り行った。弓道場の移転工事及び付帯工事を含んだ工費はおよそ二億六〇〇万円であった。

翌年の昭和六十年三月八日の午前十一時より水谷光男伊勢市長、吉田正路商工会議所会頭等六十余名の来賓の方々や多数の関係者が出席されて竣工祭と竣工式が挙行された。鉄筋三階建ての新校舎は、延べ床面積約一三六七平方メートルで普通教室六・教員室・図書室・保健室等を備えている。三月十六日に新校舎に移転した。

昭和六十年十一月十一日、大学記念講堂において天皇陛下御在位六十年奉祝式が挙行され、坊城俊民氏の「今上陛下の御製とみやび」と題する記念講話を傾聴した。

熊野での宿泊研修は昭和六十年まで実施され、昭和六十一年からは研修の地を鈴鹿青少年センターに移した。昭和六十一年の研修期間は八月二十四日から二十六日までで、野外炊事やレクリエーションに加えて、伝統に触れる伊勢型紙の製作や最先端の技術を駆使した本田技研鈴鹿工場の見学も盛り込まれた。

昭和六十一年まで全校生徒の参加で行われてきた宿泊研修は、昭和六十二年より「リーダー宿泊研修」と名称を変更し、一年生全員と校友会役員や学級・クラブの代表生徒で実施された。ねらいは、一年生はさまざまな協力のあり方を学んで親睦をいっそう深めること、上級生はリーダーとして率先垂範すべき自覚を身につけることである。この目的を達成すべく、八月二十五日から二十七日までナイトウォークラリーや集団訓練などの創意工夫の凝らされた研修が行われた。

昭和六十三年十一月十九日、設立以来の教育関係者や保護者、全校生徒、一部の高校生を交えて「創立十周年記念式典」が挙行された。開式の辞、国歌斉唱に続いて学校長及び理事長の挨拶があり、その後、新しく制定された臙脂色の校旗が林校長から総務委員長に手渡されて披露された。校歌は六年一貫教育の趣旨から高等学校校歌を中学校校歌とする旨の紹介の後、歌唱指導が行われた。その後、

閉式の辞で式典が締めくくられた。引き続き、学校長による「記念講話」があった。創立以来の本校の歩みは、大学百六年の伝統や理想に基づくものであり、日本の歴史二千六百余年の流れに立つものであって、今後も歩み続けなければならぬことを指摘した。そして、中学生に対しては六年一貫教育の利点を活用して豊かな心と広い視野、高い学力を身につけて、将来、国家社会のために活躍してほしいと激励し、人生の羅針盤として「日本人の心の豊かさ」を学ぶことの大切さを強調した。

山陰方面への旅程で実施されてきた修学旅行は、平成元年には行き先を北九州方面と変更し、三月に三泊四日で実施された。山陰方面の修学旅行では、帰路にカーフェリーを利用して船内泊という方法をとって円滑な旅程を実現してきたが、さらに距離のある北九州方面となると日程の都合から交通手段に工夫を要することとなる。そこで、航空機の利用という手段を往路で選択した。平成元年の行程は次のとおりである。

十四日 宇治山田 → 名古屋 → 名古屋空港 → 大分空港 → アメリカンサファリ → 阿蘇泊

十五日 阿蘇 → 阿蘇山・草千里・火山博物館 → 水前寺公園 → 熊本城 → 三角 → 鳥原 → 雲仙泊

十六日 雲仙 → 長崎市内（国際文化会館・大浦天主堂・グラバー園）→ 長崎オランダ村 → 嬉野温泉泊

十七日 嬉野温泉 → 太宰府天満宮 → 博多 → 京都 → 宇治山田

なお、北九州方面への修学旅行は平成五年まで実施された。

国語、社会、算数、理科の四教科を昭和五十四年度第一回試験で課し、その後昭和六十三年試験までの十年間は同科目で時間も各四十分で実施した。受験科

目を絞って受験生の実力を確実に高めることを目的として、平成元年度試験からは従来の四教科から国語、算数の二科目に変更し、それぞれⅠ・Ⅱに分けて各四十分で実施した。主に国語Ⅰ・算数Ⅰは基礎・基本の学力を、国語Ⅱ・算数Ⅱは応用力を試す問題であった。この試験形式での入試は平成十年度まで行われた。

## （二）拡充期の活動

平成元年の四月一日、三重県立津高等学校の袖野貞三前校長が中学校及び高等学校校長に就任する。林前校長は初代の学監職に就任し、新体制でスタートを切った。

平成元年の宿泊研修は、クラスの親睦と社会的態度の育成を図ることを目的として一年生のみを全員参加とし、日程も八月十九・二十日の一泊二日に変更された。研修地は以前に訪れていた三重県立熊野少年自然の家。野外炊事・フィールドサーキット・ハイキングなどの活動を通しての研修であった。

新校長として手腕を発揮しようとした矢先に、袖野校長は急病に倒れ、年度後半は療養を余儀なくされる。かくして袖野校長の志は、平成二年四月に就任した石田久司校長に託されることとなった。

平成二年十一月五日、大学記念講堂において今上陛下御即位奉祝式典を挙行了した。

平成四年十月二十六日には、皇學館大学創立百十周年記念式典に代表生徒が参加した。

初年度から平成四年度入試まで男女共学四十五名を募集していたが、志願者数・受験者数の増加、また二クラス編成での運営が望ましいとの結論に至ったことにより、平成五年度入試から男女共学八十名を募集することに変更した。平成五年四月九日に挙行された第十五期生の入学式では、八十一名が入学を許可されている。これ以降、一学年二学級編成となる。

平成五年の宿泊研修は、大雨のために平成四年の宿泊研修が中止となったため、一年生に加えて二年生も実施する運びとなった。一年生は八月十九・二十日、二年生は同二十日から二十一日までのいずれも一泊二日で、研修場所も和歌山県の高野山へと変更して実施。一日目は宿舎である古刹三宝院の住職からの講話の後、奥の院などを見学した。夜は討論会を開いてそれぞれのテーマに沿って話し合いの場をもった。翌日に反省会を行った後、帰途についた。

平成五年六月三日に起工式が執り行われた六号校舎（現在三号校舎）と第三体育館の竣工式が平成六年三月十日に行われた。校舎は平成五年度から中学校が一年学年二学級編成となったために教室を確保することと、設備を充実させることを目的として建設された。これにより中学校の技術室と図書室が新設されることとなった。

平成六年からは、修学旅行の行き先を沖縄に変更し、年度末の三月に二泊三日で実施された。勿論、限られた日程であるので往路・復路とも航空機での移動である。

十五日 宇治山田 | 上本町 | 大阪空港 | 那覇空港 | ひめゆりの塔 | 平和記念公園 | 摩文仁の丘 | 健児の塔 | 玉泉洞 | 那覇市内泊

十六日 首里城公園 | 沖縄海洋博記念公園 | パイン園 | かりゆしビーチ | 恩納村泊

十七日 万座毛 | 東南植物楽園 | 嘉手納 | 那覇市内 | 那覇空港 | 大阪空港 | 上本町 | 宇治山田

この年の宿泊研修は、修養団伊勢研修センターに場所を移して親睦と自己研鑽を目的に実施された。日程は八月二十二日から二十三日にかけてで、修養団の所

長からの講話やウォークラリー、ブライントウオーク体験などの活動が行われた。

平成七年四月一日、高等学校の鈴木幸郎副校長が中学校校長に就任する。各クラスの展示を中心に開催してきた皇中祭は、平成七年には必修クラブによる展示を中心に実施することとなった。この年の必修クラブは、クラスや学年の枠を外して、アクアリウム、和紙工芸、Jリーグ研究、心理・占い研究、漫画製作、オリジナルゲーム、自動車研究、旅行研究の八つに分かれての活動であり、皇中祭ではこれらの日頃の活動の成果を披露した。また、校友会主催のゲーム大会も開かれて、新趣向の皇中祭は盛況であった。

平成八年度は、一学年を二学級編成とし、完全六年一貫制を導入して組織的な拡充を図ってから三年が経過し、最初の高校一年生が誕生した年である。これに伴い、中学課程を中等部、高校課程を高等部と称し、遠足や体育祭などの行事において工夫を必要とした。また、高等部一年生に対しては、受験に向けての意識の向上と、学力の向上を図るため、十二月二十三日には集中特訓学習合宿が実施された。

平成六年に始まった沖縄への修学旅行は平成八年まで行われ、平成九年からは旅行地が中国・四国方面へと変更になった。実施時期は三月で変わらない。次が大まかな行程である。

十二日 宇治山田 | 京都 | 岡山 | 後楽園・岡山城 | 倉敷 | 鷺羽山泊

十三日 瀬戸大橋 | 与島 | 栗林公園 | 屋島 | レオマワールド | 下泊

十四日 琴平（金刀比羅宮正式参拝） | 讃岐うどん教室 | 瀬戸大橋 | 岡山 | 京都 | 宇治山田



平成九年四月一日、高等学校の石田久司校長が再び中学校校長に就任する。高等学校校長との兼務である。

この年、高等部の修学旅行が、八月二十六日から二十九日にかけての三泊四日で、東北地方を目的地として行われた。第一日、早朝に伊勢を出発し、盛岡まで足を伸ばして石川啄木記念館を訪れた後、東八幡平で宿泊する。第二日は田沢湖、角館の秋田を巡って、岩手・花巻温泉郷泊。第三日が高村光太郎、宮澤賢治の文学記念館から奥州平泉に出て中尊寺を見学し、松島にて宿泊。最終日は史蹟多賀城趾見学と仙台観光。晩夏の東北地方の文化や歴史、自然に触れる旅であった。

修養団伊勢研修センターで行われていた一年生の宿泊研修は、平成十年より場所を神宮会館に移し、従来より一泊増やして八月二日から四日に実施された。努力目標として、団体行動を乱さない、決まりを守る、整理整頓を心がける、何事にも真剣に取り組む、挨拶をするの五つを掲げ、新たな試みとして国語・数学・英語の学習を取り入れた。また、ウォークラリーや屋内でのレクリエーションといった独創的な企画も盛り込んで目標達成に向けて活動した。

平成十年十一月七日、中学校創立二十周年を記念して、「祭典」・「式典」・「文化祭」が催された。大学記念講堂で高等学校の山本直明教諭を祭主に、大学の祭式研究会の学生を祭員として厳かに「祭典」が執り行われた。引き続き、「記念式典」が催され、岡田重精理事長から、日本文化の中核としての神道精神に立脚した本学で学ぶ者の自覚に期待するとの式辞があった。その後、中学校校舎に記念行事の場所を移して、中部盲導犬協会の訓練士二名を招いて盲導犬の実演と訓練士による講話が行われた。厳しい訓練を経て的確な判断力と忠誠心をもつ盲導犬の実演に生徒は感銘を受けた。本年度の文化祭は、前年度までの必修クラブの展示から各クラスの展示へと変更された。寸劇やバルーンアートなど斬新なアイデアを盛り込んだ企画が各クラスで披露された。また、大学雅楽部や高等学校吹奏楽部による演奏も行われ、その荘重なる旋律は生徒たちを魅了した。翌日には記念

行事として音楽イベント「トトロと井上あずみファミリーコンサート」が法人本部の主催で実施された。午前部は中学生と本学関係の招待者を対象にし、午後部は一般市民に門戸を開放した。なお、諸行事に先立って、中学校校舎前に建立された創立二十年の記念碑の除幕式が校内関係者を集めて執り行われた。碑には石田校長の揮毫による「神恩」の文字が刻まれている。また、皇學館中学校二十年記念誌『二十年のあゆみ』が同日に刊行された。

平成十一年度の入学試験は国語、算数に理科を加えた科目で行われることとなった。これは巷で小学生の理科離れが問題視され、それが懸念された本校でも理科系に強い生徒の確保を目的としたもので、この後三科目各四十分の試験が平成十五年度入試まで実施された。

六年一貫制二クラスの高等部の最初の卒業式が、平成十一年三月十日、第三体育館において執り行われた。神宮に参拝して神恩に感謝し、卒業を報告した卒業生たちは、紅白の幕、とりどりの生花で飾られた会場に十時半に到着し、式が始まった。令旨奉読のあと、卒業証書が授与され、学校長式辞、送辞・答辞、校歌斉唱と合唱で閉式となった。饗として在校生から花一輪を受け取り、出立していった。なお、高等部の卒業式は、次年度で最後となった。諸般の事情により、平成十二年度から高等部は三年制高等学校へ移管となったからである。

### (三) 変革と環境の充実

平成十二年四月一日、高等学校の莊司壽一郎副校長が校長に就任する。高等学校校長との兼務である。

平成十二年十二月十四日に新管理棟が竣工し、その年の四月から中学校の教員室が新管理棟の二階に移った。中学校舎の教員室であったところはしばらく特別教室として課外授業や校友会の会合などに利用していたが、平成十五年に理科室として改装し、この年の四月から使用している。



平成十三年二月二十七日、第一回百人一首大会が実施された。以前より国語の授業で百人一首を暗唱して古典の素養を身につける学習活動を展開していたが、折角暗唱したのなら百人一首の大会を開いてみようよとこの年の校友会が企画した。各クラスから四人一組のチームをいくつか選出し、学年別にA・B両クラスの対抗戦とし、百首のうち九十首までを競うという形式であった。さらに活気のある行事にするために、準備の段階で校友会役員が試行錯誤を重ね、平成二十年には、クラス別対抗で二十五首の札のうち十首までを競うルールに変更された。

修学旅行の行き先を再び沖繩に変更したのは、平成十三年である。実施時期も前年と同じく中学課程終了直前の三月で、日程も二泊三日であった。沖繩の伝統文化・風土・歴史を肌で感じて知識を深める修学旅行は、学校行事との兼ね合いや経費面の調整で実施時期を十一月や二月に変更したり、より有意義なものとするために行程の見直しを図ったりしながら今日に至っている。

平成十四年度の入学生から制服が改定された。高校課程の制服を基調としながら、中学生らしい快活さも取り入れたものである。

文部科学省によってゆとり教育が推進され、国公立の中学校では平成十四年四月から学習指導要領の改訂に合わせ、毎週土曜日が休業日となった。本校では、その前年から土曜日の取り扱いについての議論がなされ、土曜日を特別授業の日と定め、従来の第一・三・五の土曜日を課外授業扱いの登校日としたが、実施してみると学習効果がさほど発揮されていないことを考慮し、平成十五年度からは、第一・三・五の土曜日を正課の授業に戻すこととなった。また、総合的な学習の新設や、選択授業の充実に伴い、本校の教育課程もそれらを取り入れたものに定められた。

第二学年において宿泊行事として平成十五年二月二日から四日に、初めて二泊三日のスキー研修が実施された。従来、第一学年では宿泊研修、第三学年では修学旅行を実施していて、第二学年でも宿泊を伴った集団的な活動を行い、協調性

を育むなどの教育的な効果を期待して実施の運びとなった。場所は美しく雪化粧をした山々に囲まれ、眼前に雄大な展望が開けている長野県の菅平高原で、実施期間中は好天に恵まれた。以後恒例の行事となった。

国語、算数、理科の三科目で実施されていた入学試験は、国語、算数の二科目で学力をはかるのが妥当であるということとなり、平成十六年度入試から二科目各五十分での実施に変更となった。

平成十六年四月一日、三重県立松阪高等学校の中村正昭元校長が中学校・高等学校長に就任する。就任早々、六年制検討委員会を立ち上げ、学期制・少人数講座・設備について任命された委員と協議を重ねていった。

平成十四年度には学習指導要領で総合的な学習の時間が新設され、それによって必修教科の標準時間が減少することとなった。そのため他校においては授業時間の確保の観点から二学期制を導入するところが増加しつつあった。本校でも必修教科の時間数確保が喫緊の課題となり、平成十六年に委員会を設けて、今の情勢を分析した上で二学期制を導入するか否かの検討を行うこととなった。当初は、三学期制を採用している高等学校との兼ね合いなどの問題点も取り上げられ、二学期制の継続か二学期制への変更か、二者択一に議論を尽くすこととなった。その後、慎重に議論を重ねた結果、授業時間数の確保による学力の向上の期待や、二学期制を導入する伊勢市内の中学校との均衡を図る必要性から二学期制を採用する方向で決定し、年間行事の詳細な検討に入った。その結果、年間四回の定期考査に加えて年間四回の実力テストを実施すること、夏期休暇の日数を削り八月下旬には授業を再開して授業時間数を確保すること、一学期と二学期の間に秋季休暇を設けることなどが決定し、平成十七年度の年間行事に反映されることとなった。

皇中祭をより多彩で充実したものにと、平成十六年から合唱コンクールが実施される運びとなり、また一方でクラス展示もテーマを設けて取り組むこととなっ

た。合唱コンクールは課題曲と各クラスで選択した自由曲の二曲を披露して、その歌声を競うというもので、近年、初秋に教室から聞こえる合唱練習の歌声は本校の風物詩となりつつある。展示に関しては、テーマが明確となることにより、各クラスで競って創意工夫を凝らした出し物を企画するようになり、来校した保護者や小学生から好評を博した。

平成十七年度からは、教育的な効果をねらって一学級当たり三十五名程度の少人数学級で編成を行ったが、中学課程の段階での基礎・基本の定着を図るために、国語・数学・英語の授業で少人数教育を行うことがこの時期の六年制コースの検討会で決定した。これは一学年二クラスを三講座に分けるといふもので、これにより一つの講座の人数が二十数名となり、授業中の個人指導もよりいっそう充実すること、指導者の目が行き届いて理解不十分の生徒の把握が容易になることなどが予想された。一方で、その実施に当たっては教室の確保や時間割の設定に苦慮することとなった。一日六限の授業のうち三年生とも同じ時間に実施すると九教室が必要となり、それからホームルーム教室である六教室を引くと三教室が必要になる。校友会室を改装した教室を含めても年間を通して使用可能な教室は二つしかない。したがって、時間割を工夫して運用するしかなく、時間割の変更も困難を極めることが予想された。しかし、こうした短所を差し引いたとしても、学習効果が期待できるとの結論にたどり着き、平成十七年の四月から実施することとなった。

少人数の講座別の授業も軌道に乗った平成十八年の三月には、六年制コースの検討会で第三学年において習熟度別の講座編成にする案が提出され、慎重に検討した結果、この四月から実施するという結論に至った。従来の少人数教育と区別するためにα講座、β講座、γ講座という名称に定め、理解の到達度に応じて講座のメンバーを決定して四月から授業を展開した。

音楽室・美術室・コンピューター教室など高等学校の一号校舎の特別教室を使

用して授業を実施していたため、必然的に時間割が窮屈なものとなり、また高等学校の行事との兼ね合いにも常に配慮が必要であった。一方、基礎学力の定着を目的に国語・数学・英語の少人数教育を実施するにあたり、教室の確保にも苦慮していた。こうした学習環境の整備が課題となっていた平成十八年に保護者会及び後援会の絶大な支援があり、創立三十五周年記念事業として特別教室棟の建築を着工し、平成十九年の三月に完成した。鉄筋コンクリート一部鉄骨造の三階建て、総面積二七三六平方メートルで、教員室・美術室・美術準備室を一階に、普通教室四・サンラウンジ・訓育室を二階に、セミナーホール兼音楽室・音楽準備室・マルチメディア教室を三階に配している。地下一階は百台収容可能な駐輪場である。生徒昇降口のスロープやエレベーター、各階に多目的トイレを設置するなどバリアフリーをも実現している。

平成十九年四月二十一日、時を同じくして完成した高等学校武道場と併せて竣工祭が執り行われた。まず武道場二階の剣道場で祭典が行われ、森下隆生伊勢市長をはじめとする来賓、建設に関与した業者、上杉千郷理事長をはじめとする法人関係者、高等学校・中学校の関係者と代表生徒などが参列した。祝詞奏上、玉串拝礼、清め祓いが行われ、今後の無事を祈念した。その後、場所を特別教室棟三階のセミナーホールに移して竣工式が行われた。まず理事長から工事関係者への謝辞と教育発展の期待、施工業者からは無事完成に至った感慨が述べられた。続いて施工業者への感謝状の贈呈と施工業者からの記念品の贈呈の後、後援会の北岡雅之会長から乾杯の挨拶があり、祝賀の宴を催した。最後に中村校長が各方面の方々へ深甚なる謝意を表して会を締めくくった。

平成十六年度入試以来、入学試験は国語、算数の二科目で学力をはかり、面接での選考を実施してきたが、平成二十年度入試では、現行の面接を廃止し、国語・算数に加え作文を実施することが決定した。作文により、受験生の記述力、思考力、見識力、独創性を見るのが目的である。また、試験もA日程とB日程の二回

に分けて実施し、前者の募集人数を約六十名、後者のそれを約十名として入試要項に明記して受験生を募った。

平成二十年四月一日、三重県立白子高等学校の大島謙前校長が中学校・高等学校長に就任する。

翌年の平成二十一年四月一日には、高等学校の中村貴史教頭が高等学校校長との兼務で、中学校校長に就任する。

宿泊研修については実施方法が変更されるたび、その概要について適宜記してきた。ここ数年は近年の体験学習施設の充実に着目して、それぞれの施設のさまざまなプログラムを取り入れ、一年生の段階で生徒同士の親睦を深める工夫がなされた研修を実施した。平成二十一年に実施された宿泊研修の場所は合歓の郷であるが、平成十五年以降の研修場所を次に記録しておくこととする。

平成十五年 ウエルサンピア伊勢

平成十六年 皇學館会館

平成十七年 大内山グリーンパーク

平成十八年 ウエルサンピア伊勢

平成十九年 合歓の郷

平成二十年 合歓の郷

平成二十一年 合歓の郷

平成二十二年 モクモク手作りファーム

平成二十三年 三重県立熊野少年自然の家

平成二十四年 志摩市ともやま公園

平成二十三年四月から、朝に十分間の学習時間を特設し、学年の習熟度に合わせてテーマを設定した朝の読書を実施し、本を通して視野を広げることを目的と

した取り組みを開始している。

第三学年における国語・数学・英語の習熟度別の講座編成での授業については先に触れたとおりであるが、一人一人に学習が行き届くように平成二十三年九月から第二学年でも実施することとなった。

中学校学習指導要領が平成二十年三月に改定され、子どもたちに「生きる力」をはぐくむため、授業時間数を増加するとともに、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実が教育内容の主な改善事項として示された。全面的な実施は平成二十四年度であるが、平成二十一年度から数学、理科を中心に新しい内容を一部先行して学習することになり、本校もそれに則った。また、例えば保健体育の授業で柔道と剣道の指導、音楽で和楽器による演奏指導が盛り込まれるなど、平成二十四年度の本校のシラバスには新学習指導要領を踏まえた計画が立案されている。

平成二十四年九月、皇學館高等学校創立五十周年・皇學館中学校創立三十五周年記念事業の大綱が示された。実施予定日は平成二十五年九月十四日。まず午前中は皇學館大学体育館において記念式典を執り行い、皇學館高等学校の応援歌の完成披露、吹奏楽部記念演奏会などを予定。午後の記念行事では、京都産業大学の所功名誉教授を講師に迎えて記念講演会を開き、その後アトラクションと祝賀会を予定している。

（なかがわ たかひろ・皇學館高等学校教諭）

【編集担当者附記】本稿は、『皇學館大學百三十年史』各説篇に掲載のため準備された原稿であるが、同書の刊行を見送ることとなったためここに掲載させていただいた。